

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊普通寺駐屯地
第348会計隊長 佐藤 康平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QFR17700620		5RML1A00163 0001					
品名 または 件名							
産業廃棄物処理の役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり（スプリングマットレス）							
使用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST				1		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
普通寺駐屯地業務隊				補給科補給班			
搬入場所				納 期 または 工 期			
相原曹長（2344）				令和8年3月31日（火）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊普通寺駐屯地 第348会計隊契約班事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会は行わない。
 入札日時場所：令和7年12月18日（木）10時00分 第348会計隊事務室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (ア) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上（四国地区）の資格を有する者
- (イ) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (ウ) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (エ) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (オ) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (カ) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (キ) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (ク) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調整に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (ケ) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省との契約を行おうとする者でないこと。
- (コ) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。

(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

(4) 入札の無効

(ア) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

(イ) 入札に関する条項に違反した入札

(ウ) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

ただし、押印を省略する場合は、責任者・担当者の氏名及び連絡先の記載がない入札

(5) 契約書の作成

落札金額が、100万円以上の場合には請書を、250万円以上の場合には契約書を作成する。契約書等の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

(6) 落札決定方法

落札の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(7) 適用する契約条項

適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

(8) その他

(ア) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第348会計隊契約班窓口において配布する。

令和7年12月4日(木)～令和7年12月17日(水) (土曜日曜祝日を除く0900～1600)

(イ) 郵便による入札については、令和7年12月17日17時00分必着分までを有効とします。また、必ず着便の確認をすること。なお、入札金額が同額による場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(ウ) 電報・電話等による入札は認めません。

(エ) 入札に参加する者は、入札資料受け取りまでに資格決定通知書の写しを提出してください。(FAX可)

(オ) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。

(カ) 市場価格調査書は、令和7年12月15日(月)12時00分までにご協力をお願いします。(FAX可)

(キ) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。

(ク) お問い合わせ先

〒765-0002 香川県善通寺市南町2-1-1

陸上自衛隊善通寺駐屯地

TEL 0877-62-2311

FAX 0877-62-2315

入札及び契約事項に関する件

第348会計隊 契約班 担当：岡本(内線2647)

仕様書に関する件

善通寺駐屯地業務隊 補給科 担当：相原(内線2344)

本公告は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊

陸上自衛隊中部方面会計隊HP <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載している。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理の役務	善通寺駐業-Z000017F	
	防衛大臣承認	
	作 成	平成27年9月7日
	変 更	令和6年5月17日
	作成部隊等名	善通寺駐屯地業務隊補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、善通寺駐屯地業務隊において実施する産業廃棄物処理の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 処分に関する要求

本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.1 処分の種類及び数量

処分の種類及び数量は、調達要領指定書により指定する。

a) 廃棄物の種類は、表1とする。

2.2 処分の作業方法

処分の作業方法は、表2とする。

2.3 契約相手の負担

作業に必要な器材・用具及び消耗品は、契約相手方の負担とする。

2.4 処理基準

処理基準は、契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という。）及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条2で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

c) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（以下、管理票という。）の処理は、法第12条3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は本役務終了後、検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 処分品の引渡し場所

処分品の引渡し場所は、検査官の指示する場所とする。

4.2 提出書類

契約の相手方は、次の書類を作成し、提出するものとする。

a) 産業廃棄物収集運搬許可書及び産業廃棄物処分業許可書の写しを契約担当官等に提出する。

b) 契約の相手方は、産業廃棄物の各段階の処理終了後、速やかに受領印を押印した管理票（B2・D・

E)を作成し、契約担当官等へ提出するものとする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官等の指示をうけるものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

表1ー廃棄物の種類

種類		性状・具体例等							
産業廃棄物	汚泥・廃油・廃酸 廃アルカリ・繊維くず 廃プラスチック類・ゴムくず 紙くず・木くず・金属くず ガラス及び陶磁器くず 建設廃材等	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。							
特別管理産業廃棄物	廃油	廃油のうち、揮発油類、灯油類、軽油類							
	廃酸	廃酸のうち、pH2.0以下のもの							
	廃アルカリ	廃アルカリのうち、pH12.5以上のもの							
	特定有害産業廃棄物	<table border="1"> <tr> <td>廃油</td> <td>廃油のうち、トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの。</td> </tr> <tr> <td>汚泥・廃酸・廃アルカリ</td> <td>汚泥・廃酸・廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛・又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロロエチレン等の基準値を超えて含むもの。</td> </tr> <tr> <td>廃ポリ塩化ビニフェル等</td> <td>廃ポリ塩化ビニフェル及びポリ塩化ビニフェルを含む廃油</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビニフェル汚染物</td> <td>産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビニフェルが塗布、付着、染み込み又は封入されたもの。</td> </tr> </table>	廃油	廃油のうち、トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの。	汚泥・廃酸・廃アルカリ	汚泥・廃酸・廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛・又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロロエチレン等の基準値を超えて含むもの。	廃ポリ塩化ビニフェル等	廃ポリ塩化ビニフェル及びポリ塩化ビニフェルを含む廃油	ポリ塩化ビニフェル汚染物
廃油	廃油のうち、トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの。								
汚泥・廃酸・廃アルカリ	汚泥・廃酸・廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛・又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロロエチレン等の基準値を超えて含むもの。								
廃ポリ塩化ビニフェル等	廃ポリ塩化ビニフェル及びポリ塩化ビニフェルを含む廃油								
ポリ塩化ビニフェル汚染物	産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビニフェルが塗布、付着、染み込み又は封入されたもの。								
注記 細部については調達要領指定書によって指示するものとする。									

表2ー処分の作業方法

作業内容	
1	処分品の積み込みは搬出相手方が行うものとし、運搬時の落下防止の処置（シート等）をする。
2	解体及び搬出等の作業は、平日0815から1700の間に実施し、土日祝日は、行わない。
3	リサイクル可能なものは、できる限りリサイクルを実施する。
4	搬出した処分品は、遅滞することなく破壊・粉碎・焼却等の処理を実施する。

調達要領指定書	調達要求番号	5 R M L 1 A 0 0 1 6 3
	調達要求年月日	令和 7 年 1 2 月 1 日
	作成部隊	善通寺駐屯地業務隊補給科
	作成年月日	令和 7 年 1 2 月 1 日
品名	産業廃棄物処理の役務	
仕様書番号	善通寺駐業-Z 0 0 0 0 1 7 F	

指定事項は次のとおりとする。

1 引渡し期間

令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 6 日（金）までとする。

2 種類及び数量

品名	単位	数量	規格（1枚あたり）
スプリングマットレス	SH	6 3 1	長さ 2 0 0 c m × 幅 9 0 c m × 高さ 1 2 . 5 c m 重量 1 5 . 5 k g

3 引渡し場所

香川県善通寺市南町 2 - 1 - 1 陸上自衛隊善通寺駐屯地

4 その他

- a) 作業は原則として、平日午前 8 時 1 5 分から午後 1 7 時までとする。
- b) 現場及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。
- c) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

